

# 平成 27 年度第 3 回豊田市 PCB 処理安全監視委員会 議事録

平成 28 年 1 月 13 日（水）

JESCO 豊田 PCB 処理事業所プレゼンテーションルームにて

午後 2 時 30 分 開会

【事務局（青木担当長）】 それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成 27 年度第 3 回豊田市 PCB 処理安全監視委員会を開催させていただきます。

申し遅れましたが、私は、本日の司会を務めさせていただきます豊田市環境保全課の青木といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

各位におかれましては、御多忙の中、御参集いただきまして大変ありがとうございました。

それでは、早速ですが、豊田市環境部長の高橋から御挨拶申し上げます。

【豊田市環境部（高橋部長）】 皆さんこんにちは。豊田市の環境部長の高橋と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、委員の皆様、そして環境省、東海 4 県の皆様、それから関係機関の皆様、それぞれ御多用のところお集まりいただきましてありがとうございます。本年度第 3 回の豊田市 PCB 処理安全監視委員会、始めさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、今回、6 名の方が新たに、そしてそれ以外の方は引き続きになりますけれども、委員就任に同意いただきましてありがとうございます。厚くお礼申し上げます。

また、ここにお集まりの皆様、そして JESCO で働いておられる社員の皆様のおかげで、最近では大きなトラブルもなく処理が進んでおるといふふうに聞いております。感謝申し上げる次第でございます。

さて本日は、JESCO からは、PCB 処理の進捗状況などについて、それから事務局からは、処理事業における市の対応について、そしてまた環境省からは、今後の PCB の早期処理に向けた方策などについて説明があります。委員の皆様方におかれましては、より一層安全・安心で、その上で一日も早く処理が進むように、そんな観点で忌憚のない御意見をいただければと思います。

簡単でございますが、私の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします

す。

【事務局（青木担当長）】 ありがとうございます。

本日、環境省から廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課課長補佐の中野哲哉様においでいただいておりますので、御挨拶をいただきたいと思います。中野様、よろしく申し上げます。

【環境省産業廃棄物課（中野課長補佐）】 皆様お疲れさまでございます。ただいま御紹介いただきました環境省の産業廃棄物課で課長補佐をしております中野と申します。本来でありましたら、産業廃棄物課長の角倉がこちらに出席させていただいて御挨拶をさせていただくところでございますが、申し訳ありませんが、業務の都合できょうはこちらに出席することができなくなりましたので、角倉に代わりまして私のほうから、一言御挨拶をさせていただきます。

前回のこの監視委員会でも若干御説明させていただきましたが、昨年6月に国が定めます PCB 廃棄物処理基本計画を改定いたしまして、JESCO の処理施設の期間が延長をするということになりましたが、この延長された期間は、単なる期限の延長ではなくて、これを一日でも早く達成するために、関係機関と連携して最大限の取組をさせていただくと申し上げたところでございます。

その後、地元の豊田市さん、それから愛知県さんは、これまでの処理の中でも進捗が進んでいる中で、今後は、それ以外の自治体の皆様方にも、まだ見つかっていない機器の掘り起こし調査などをはじめとした取組を我々と一緒にさせていただきながら、早期処理を進めていくということで、この委員会の中でもいろいろと御意見を賜ったところでございます。

その後、昨年7月31日でございますが、環境省として有識者の皆様に PCB 廃棄物処理施策について御助言をいただく検討会を開催させていただきまして、その中で今、私が申し上げました期限内に一日でも早く処理完了を達成するために、さらに足りない取組ということがないかどうかということフォローアップさせていただきまして、昨年7月から都合5回ほど有識者の皆様に参画いただいております検討会を開催させていただきまして、PCB 廃棄物処理の特別措置法といった法律の枠組みも含めて、処理を一日でも早く達成させるためにあと何が必要であり、これを確実にするために何が必要なのかということを議論いたしました。その際、この委員会の前回まで委員長を務めていただいております松田先生、あるいは豊田市の関係者の方にも委

員として御参画をいただきながら、御助言を賜って検討させていただいたところでございます。

本日はこの後、お時間を頂戴しまして、その内容について詳しく御説明させていただきますが、その検討の結果、制度の中で新たに措置すべき事項も含めて、現在、ある程度その助言に関する報告書の素案が取りまとまりつつあるところでございます。昨年の 12 月末から今月中旬にかけて、国民の皆様の御意見をいただくパブリックコメントの募集を行っているところでございます。

また後ほど御説明いたしますが、その内容については、皆様方の御助言・御協力・御理解をいただきながら、一日でも早く PCB 処理が完了するよう、引き続き私どもも最大限努めさせていただきたいと考えておりますので、引き続き皆様方の温かい、あるいは時には厳しい御意見をいただきたいと思いますと思っておりますので、引き続きどうかよろしくお願い申し上げます。

【事務局（青木担当長）】 ありがとうございます。

続きまして、席次表では JESCO 本社から取締役の由田秀人様が御出席いただける予定でしたが、業務の都合で急遽御欠席されております。

本日は、本社から PCB 処理事業部次長兼事業企画課長の富坂隆史さまに御出席いただいておりますので、御挨拶をいただきたいと思います。富坂様、よろしくお願い申し上げます。

【JESCO（富坂 PCB 処理事業部次長）】 皆さんこんにちは。JESCO 本社の PCB 処理事業部の次長をしております富坂と申します。本日は、本来であればこの場に取締役の由田が来て挨拶をさせていただくということで、本人も非常に強い思いを持っておったところでございますけれども、申し訳ございません。本日どうしてもやむを得ない事情でちょっと欠席ということで、私の方から御挨拶をさせていただきたいと思っております。

監視委員の皆様方におかれましては、この JESCO におきます PCB 処理事業につきまして、日頃より御指導・御支援賜りまして、誠にありがとうございます。

おかげさまをもちまして、JESCO の PCB 処理事業豊田事業エリアにおきます処理というのは、順調に進んでおります。平成 26 年に処理の期間延長をさせていただいているわけでございますけれども、現状、後ほど御説明させていただきますけれども、事業場数で 91%の進捗率という状況になってございます。足元としては順調に処理が

進んでいるという認識でございます。これも、これまで皆様から御指導いただいたところでございますし、あるいは豊田市を始めとした行政の方々の御支援といったものがあってより達成しているものと考えております。

また、近年では大きな操業上のトラブルもなく、安全に操業が続けられているといったところも、こういった進捗率の達成というところに至っているのかなという思いでございます。

一方で、先ほど環境省の中野補佐からも御挨拶にありましたとおり、PCB 処理事業を何としても期限内の処理完成というところを目指していかなければならないというふうに考えております。JESCO といたしましても、将来的な中・長期的な処理の見通しということを前回の監視委員会でも出させていただいておりますけれども、そういったものを着実に達成していくために、今後とも努力をさせていただきたいと考えております。

また、そのために監視部会の皆様を始めとしまして、情報発信、現状、JESCO の処理状況がどのような形で進んでいるのか、また、トラブルにつきましては最近余り大きなものは起こっておりませんが、細大漏らさずそういった御報告もさせていただきながら、皆様の理解をいただき、PCB 処理事業を進めてまいりたいと考えております。どうぞ皆様の御支援・御協力を賜りたいと思います。本日はよろしく願いいたします。

【事務局（青木担当長）】 ありがとうございます。

それでは、お配りいたしました資料の確認をさせていただきます。

会議次第、委員名簿、席次表がA4サイズ1枚ずつあります。

そして、資料1「豊田 PCB 廃棄物処理施設の状況報告について」。

それから、資料2「豊田 PCB 処理事業における豊田市の対応について」。これに付随します参考資料が、A3サイズで1、2、3と付いております。

続きまして、資料3「PCB 廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策について」。パブリックコメントと検討委員会の資料。

それから次に、委員の皆様のみとなりますが、その他資料1としまして「豊田 PCB 処理安全監視委員会設置要綱」。

それから、その他資料2として「平成27年度第1回豊田市 PCB 処理安全監視委員会会議事録」を配付させていただいております。

以上となりますが、不足資料等ございましたら事務局までお申し出ください。よろしいでしょうか。

続きまして次第の2、委員紹介ですが、大変恐縮ではございますが、時間の都合もありますので、今回新たに6名の方が委員となっております。新しく委員となった方のみ御紹介させていただきまして、継続でお受けいただいた委員、それからオブザーバーの皆様につきましては、お配りしました席次表、または委員名簿をもって御紹介にかえさせていただきます。

地元自治区代表としまして、竜神コミュニティの須賀 進様。

同じく竜神コミュニティの星野 鈞様。

若林コミュニティの安田幸市様。

若園コミュニティの阿部数雄様。

市民代表の堀 裕紀様。

同じく市民代表の峯川千夏様。

以上の6名でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日は渡邊委員、後藤委員、また、急遽朝日丘コミュニティの水野委員が御欠席されておりますが、豊田市 PCB 処理安全監視委員会設置要綱第6条第2項の規定に基づきまして、委員の半数以上の出席がありますので、この会議が成立したことを御報告いたします。

続きまして、次第の3、委員長及び副委員長の選出に移ります。

当委員会の委員長の選任につきましては、要綱第5条第1項により、委員の互選によることとなっております。

互選につきましては、推薦でお願いしたいと思っております。どなたか推薦はございませんか。

A 委員。

【A 委員】 過去は周辺企業、また今、現在は市民代表として委員会に出席させていただいております A と申します。

私は、松田委員を委員長に推薦したいなというふうに思います。

この理由は、松田委員は、委員会の設置当初からかかわっておられますし、この廃棄物処理施設についても非常に深い見識をお持ちでございますので、そのような経験をお持ちの方にぜひ委員長をお願いできないかということで、松田委員を推薦させて

いただきたいと思います。皆さんいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【事務局(青木担当長)】 ありがとうございます。満場一致により、委員長を松田仁樹様に決定させていただきます。

松田委員、委員長席に御移動ください。

(松田委員 委員長席に移動)

【事務局(青木担当長)】 続きまして、副委員長の指名に移ります。

要綱第5条第3項に基づきまして、委員長が指名することとなっております。松田委員長から御指名をお願いいたします。

【委員長】 ただいまご指名いただきました松田でございます。

それでは、私のほうから副委員長の推薦をさせていただきたいと思います。

この委員会は、市民参加によります PCB 処理事業の監視の意味合いが非常に強い委員会でございますので、周辺地区の代表の方に副委員長をお務めいただけるのが一番ふさわしいのではないかと思います。これまで長きにわたってこの委員会で委員をお務めいただきまして、知識や経験の豊富な逢妻コミュニティの佐藤様に私のほうからお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【委員長】 ありがとうございます。佐藤さん、よろしくをお願いいたします。

【事務局(青木担当長)】 松田委員長から佐藤委員の御指名がございましたので、副委員長は佐藤委員にお願いしたいと思います。

席の移動をよろしく申し上げます。

(佐藤委員 副委員長席に移動)

【副委員長】 逢妻地区から参りました佐藤です。よろしく申し上げます。

【事務局(青木担当長)】 それでは、代表しまして委員長から御挨拶いただきたいと思います。松田委員長、よろしくをお願いいたします。

【委員長】 改めまして、皆様こんにちは。名古屋大学の松田でございます。

この委員会は、今回の改選によりまして、委員の3分の1に当たります6名の新しい委員の方が加わっていただくことになりました。新旧の委員の皆様には、引き続きましてどうかよろしく協力いただきますようお願いいたします。

この委員会は、施設の安全操業、それからひいては周辺の住民、豊田の市民の皆様

の安全を守るための大変重要な役割を担う委員会の一つでございます。ここにお集まりの皆様には、それぞれのお立場から建設的な御意見をいただきながら、透明性を高め、積極的な議論を介して、本委員会をよりよい委員会に導いていただきたいと思います。

そのためには、できるだけ多くの皆様に積極的に御発言いただきますようお願いいたしまして、御挨拶にかえさせていただきたいと思っております。何とぞよろしく御協力のほどお願いいたします。

**【事務局（青木担当長）】** ありがとうございます。

それでは、これより議事に移りますので、ただいま以降の撮影は御遠慮ください。

議事進行につきましては、要綱第5条第2項の規定により、委員長が務めることとなっております。松田委員長に進行をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

**【委員長】** それでは、早速でございますが、議題に移らせていただきたいと思います。

議題の1番目でございますが、「豊田 PCB 廃棄物処理施設の操業状況報告について」、JESCO のほうから御説明をお願いいたします。

**【JESCO（石垣所長）】** 皆さんこんにちは。JESCO 豊田 PCB 処理事業所の石垣でございます。私のほうから、この資料1に従いまして御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、資料1の1ページでございます。豊田 PCB 廃棄物処理事業の処理実績報告ということです。

まずこの表の左半分、トランス類というところがございます。大型トランス、それから小型トランスにつきましては、平成26年まで、ここ2～3年は大変順調な操業ができておるとい状況でございます。平成27年度は、特に大型トランス、小型トランスにつきましては、過去2～3年の処理台数から比べれば、大分数字が落ちているという状況になっております。これは、もうほぼこの両トランスにつきましては処理が終わりに近づいており、1件1件その処理対象物を保管事業者のところへ訪問をして確認をして処理を進めるというようなことを進めております。特に残っているものは、海外製のトランス、構造がよくわからないもの、あるいは大型トランスの中にはコンクリートが使われているものもあるということで、なかなか処理が難しいとい

うものが残っております。あと、特に小型トランスにつきましては、保管事業者によってまだ分析がなされておらず、高濃度のトランスか、あるいは低濃度のトランスか、我々の処理対象物かどうかというようなことがわかっていないものもございます。こういった状況から、一つ一つこの大型トランス、小型トランスにつきましては処理を今後も引き続き早期に終われるように進めていきたいと考えておるところでございます。

それから、その隣の車載と書いてあるものがございます。これは JR 東海がお持ちの、新幹線に載せられておりました車載型トランスということでございます。これにつきましては、平成 24 年度、処理促進のための改造工事を実施いたしまして、それ以降、車載トランスの処理台数の実績が伸びておる状況でございます。今年度も、12 月は定期点検ということで処理の実績はございませんが、残りの 1 月、2 月、3 月で車載トランスをそれぞれ 6 台ずつの処理で、年間 60 台の処理実績というのを見込んでおるところでございます。処理促進という中で、年間 60 台の車載型トランスの処理というのが、現在の能力としてはマックスの処理台数だろうというふうに考えておるところでございます。

それから、コンデンサ類でございます。これに関しましても、特に平成 25 年、26 年、合計で 6,000 台を超えるコンデンサの処理実績が上がってきております。この処理実績を上げる中、処理が順調ということもございます。なおかつ、処理促進のために 1 回当たりの処理量を増やすというような形での能力アップというのも所内で検討しておりまして、こういったことも含めまして、処理の実績が非常に順調に伸びているというような状況でございます。

それから、2 ページ目に入らせていただきます。これは、我々が処理いたします PCB の廃棄物、この処理が終わった後、鉄類、あるいは銅につきましては、有価物として売却をする。有価物として売れないものに関しましては、産業廃棄物として処理をするということで、特に平成 24 年度以降、処理が順調ということで、その廃棄物の払出量も数量が高いレベルで推移しておるという状況でございます。

続きまして、3 ページのほうに入ります。これは、豊田市と東海 4 県別の PCB 廃棄物の処理状況をあらわした数字ということでございます。

この真ん中より下に 3 つの表がございます。一番上の表が、JESCO の登録実績。現在、この豊田 PCB 処理事業所で処理すべき PCB 廃棄物の台数、この表に記載さ

れている台数を見込んでおるという状況でございます。

それから、真ん中の表は受け入れ済台数ということで、我々が処理するために既に受入済みのもの、その台数を記載させていただいております。

それから一番下、これは進捗率ということで、先ほどの上2つの表、登録実績に対しての受け入れ済台数の割合を記載させていただいております。

一番下の進捗率で、一番左、事業場数、先ほど富坂からも御挨拶の中でお話しさせていただきましたが、既に91.1%事業所と搬入の交渉を進めていると、既に終わっている事業所もありますし、まだ進めているというような事業所もあります。

それから、特筆すべきところでは、先ほど申し上げました大型トランス、小型トランス、両方とも既に90%近くの実績が上がっております。今後も継続して一つ一つ処理するべく進めていきたいと思っております。

それから、車載型トランスでございますが、約40%の進捗という状況でございます。今後も、豊田事業所では年間60台の処理を少なくとも確保すると。さらにこれ以上の処理実績を上げることができないかどうかという検討も引き続きやっていきたいというふうに思います。それとあわせて、この豊田以外の事業所、北九州、大阪、東京の力も借りて、この車載トランスの処理の促進を図っていきたいと考えております。

それから、コンデンサにつきましては85%という進捗率で、これに関しましても、現在、処理が順調ということで、このまま処理をしっかりと進めていくということで考えております。

それからその右、特殊形状コンデンサでございます。これにつきましては、平成25年度の改造工事によって、やっとなら処理ができるようになったというものでございます。進捗率は30%弱ということで、まだ全体の数字としては伸びておりませんが、前回のこの監視委員会においては、5月末時点の数字を御報告させていただいております。そのときには18.0%ということで、この6か月の間で約10%の進捗がなったということで、この処理につきましても処理の促進を図ってきたいというふうに思います。

それから、一番右の保管容器でございます。これにつきましても、35.8%ということで、進捗率としては低うございますけれども、前回の監視委員会では22.6%で、10%以上の伸びを記録しておるということで、これにつきましてもしっかりと今後、処理の促進も含め、対応していきたいというふうに考えております。

それから、4ページ目に入らせていただきます。これにつきましては、周辺環境への影響の状況ということで、前回の監視委員会からは、7月、それから10月の分析データを載せさせていただいております。

上の表の排出源モニタリング、その下の周辺環境モニタリング、これに関しまして、分析結果は、いずれも管理目標値、あるいは環境基準値等を超過した数字は一切ないということをお報告させていただきます。

それから、このページの一番下のグラフでございます。周辺環境モニタリングの大気のベンゼン濃度でございますけれども、平成26年の10月、0.0036と、年平均の値である環境基準値を超えているということで、過去のデータも含めてその推移をグラフ化させていただいております。昨年の10月以降、分析結果につきましては、年平均値の0.003を下回るという形で推移をしております。今後もしっかりその推移については見守っていきたいと考えております。

それから、5ページ目に入ります。運転廃棄物の保管及び処理の状況ということでございます。

PCB廃棄物の処理をする過程で、この所内で発生する新たなPCBの汚染物というのが出てまいります。これを我々は運転廃棄物と呼んでおりまして、現在、真ん中のグラフにありますとおり、運転廃棄物はドラム缶に保管をしておるという状況でございますけれども、そのドラム缶の本数を、内容物ごとにグラフ化しております。一番多いのが、使用済みの活性炭になります。続いて廃プラ、ビニール、シート、ウェスというものが保管されているという状況でございます。

我々としては、PCB廃棄物の処理を進めるとともに、これらの運転廃棄物もしっかり処理を進めなければいけないということで取組をさせていただいております。真ん中下、②というところに処理実績の表を記載させていただいております。

今年度につきましては、11月末時点ということでございますが、事業所内処理、これは事業所内で無害化処理をしておる実績ということでございます。それから真ん中、北九州事業所処理委託と書いてございます。昨年の10月から、北九州のプラズマ熔融炉を使った高濃度運転廃棄物の処理を開始しておりまして、現在のところ、ドラム缶で24本の払い出しを行っておるという状況でございます。それから一番右、外部処理ということで、5,000ppm以下の低濃度の運転廃棄物につきましては、無害化認定業者への処理を委託しておるということで、実績を上げさせていただいております。

こういったことも継続していくことによって、この運転廃棄物を減らしていきたいというふうに考えております。

1枚おめくりいただきまして、7ページにグラフを記載させていただいております。過去2年間の運転廃棄物の数量の推移ということで、青い折れ線グラフがドラム缶の在庫数の推移ということになります。それから緑色の折れ線グラフは、無害化処理認定施設への払い出しのドラム缶の本数をグラフ化したものでございます。

この事業所の中で処理をしていく過程で、運転廃棄物というのがどんどん新たに発生をします。また、定期点検等を行いますと、その定期点検での、例えば部品等を交換すれば、前の部品はPCB汚染物になるというようなことから、新たなPCBの汚染物がやはり出てくるということから、こういった形での推移ということになっておりますけれども、現在、その緑の線にありますとおり、低濃度のものについては無害化処理認定施設への払い出しということで、トラック1台で約60本ほどのドラム缶を載せることができるということで、おおむね60本、あるいは2台運び出せば約120本という形での排出を行っております。ドラム缶の残数に関しましては、2,100本から2,400本の間で増えたり減ったりというような状況でございます。

このグラフの1ページ前にお戻りいただきまして、これは前回の監視委員会でも掲載をさせていただいた資料になります。新委員もおられるということで、もう一度御説明をさせていただきたいと思っております。

左上の写真が、我々この豊田事業所の中にありますドラム缶の保管倉庫になっております。本来、この3段積みというのは余り望ましくない形ではありますけれども、このような形で保管を今までし続けてきたということでございます。操業当初は、低濃度、高濃度というような分類の指標がなかったということから、一切分別というのを行ってこないで保管をしてきておりました。

ドラム缶の中を開けるとどうなっているかということ、この右上の写真が一例でございます。過去の運転廃棄物が分別されない状態で、ビニール袋に入れられた状態で詰め込まれているというような状況でございます。

これを低濃度になるのか、高濃度になるのか、それをしっかり判別するためのサンプリングというのを行わないといけないということで、ちょうど真ん中の写真、過去の運転廃棄物をドラム缶に詰めたものをもう一度蓋を開け、中を確認して種類ごとで分別をしているという写真でございます。

それから一番下が、その分別が終わったものを本当に低濃度のものかどうかということを確認するために、分析のためのサンプリングを行っているという作業の写真でございます。

現在、この所内にたまっているドラム缶一つ一つ、こういうような形での分別を行っております。この作業が非常に手間暇がかかるということで、今、これに鋭意取り組んでいるところではございますけれども、この分別がある程度進めば、またこういった運転廃棄物の処理もどんどん進めていけることができるのではないかとというふうに考えておるところでございます。

続きまして、7ページに入らせていただきます。収集運搬についてということですが、PCB 廃棄物に関しましては、保管事業者からの委託によって、収集運搬事業者が我々の施設の中に PCB 廃棄物を運んでいただくということを行っております。前回の監視委員会を開催させていただいた以降、漏洩した案件、それから不適切な運搬事例ということでここに御紹介をさせていただきます。

まず（１）に関しましては、油が漏れた事例ということでございます。3つあるうちの上、それから一番下、この2つにつきましては、収集運搬事業者が運搬されている途中で油が漏れたのが確認をされた事例。それから真ん中が、JESCO に運び込まれた時点では油の漏洩はなかったけれども、JESCO の施設の中で保管中に、処理を開始する前に油が漏れてしまったという例でございます。いずれの場合も、その漏洩箇所を特定して、漏洩をまず止めて、優先的に処理をするということを行っております。どうしても30年～40年保管され続けた古いコンデンサ類ということで、こういうことが起きるとということで、毎回この監視委員会においては御報告をさせていただいております。

それから（２）につきましては、これは油が漏れた事例ではありませんけれども、本来、コンデンサを複数コンテナの中に入れられる場合は、コンデンサ同士が当たらないように緩衝材をしっかりと入れるというのがルールになっておりますけれども、これに関しましては、コンデンサ同士が衝突すると、いわゆる緩衝材の挿入具合が不適切な事例ということで、指導を行わせていただいたという状況になります。

それから、8ページになります。地域とのコミュニケーションについてということでございます。我々の施設を御見学いただいた実数ということでございます。27年度は合計で325人の皆様に御見学をいただいております。昨年度から、現時点でも既に

100名以上超過しておるといふ状況でございます。それから、地域住民の方に関しましては、今年度まだお二方という状況でございますが、来月、竜神コミュニティのほうから御見学をいただけるというお申し込みをいただいております。予定では18名というふうに聞いております。この見学の実績も伸びるだろうというふうにお思っております。

それから、見学いただいた皆様にアンケート調査を平成25年の12月から実施しております。おおむね分かりやすいという好評をいただいておりますというふうにお考えしております。

それから(2)周辺自治区、関係の19自治区でございますけれども、今年度は5月に新しく自治区長になられた方への御挨拶ということで御訪問をさせていただいております。

それから(3)JESCO地域協議会ということで、平成25年度からこの協議会を実施させていただいておりますが、地元とのコミュニケーション、我々の処理状況の御報告なり、あるいは漏洩防止の活動としてどんなことをやっているかということをお報告するための協議会というのを開催しております、今年度も昨年の8月26日に開催させていただいたところでございます。

それから(4)、これも毎月発行させていただいておりますが、事業日よりということで、地域の皆様にも我々の、どんなことをこの1か月にやったかということの御報告をさせていただいております。

それから、9ページに入ります。PCB廃棄物の地域間移動への対応ということでございます。

まず(1)でございますけれども、豊田事業の対象地域からほかの事業所へ運び込んだ実績ということでございます。

前回の監視委員会から11月末時点ということでは、大阪事業所には車載型トランスが2台、累計で6台ということになります。それから北九州事業所へは、車載型トランス12台、累計で14台。それから北九州事業所への安定器等・汚染物についての処理の移動につきましては、豊田エリアから約88トン北九州事業所のほうへ運搬実績が上がっておりますということでございます。前回の監視委員会後、この北九州への安定器等・汚染物の移動が始まったということで、この期間内の実績と累計が同じ数字という状況でございます。

それから（２）GPSを用いた管理ということで、豊田市を通過するPCB廃棄物を運搬する車両について、現在どこを走っているかというGPSの装置を搭載して、豊田事業所に運び込まれるものでないものについても、しっかり監視ができるようにということで、その実績を記載させていただいております。

東京事業の対象地域から北九州へ運搬する場合、これは豊田市内にあります東名高速道路を利用しますので、通過便数としては38便の実績が上がっております。それから、もともと豊田事業の対象地域であるものを他の事業所へ運び込んだ事例ということで、大阪へは3便、北九州へは12便という実績が上がっております。

9ページの地図がございます。GPSは10分置きに現在どこにいるかという情報を発信してきますので、その10分ごとのポイントが確認できるように、我々としてはしっかり監視をしておるといった状況でございます。

10ページになります。これは全国の状況表示ということで、豊田市域、あるいは愛知県、あるいは東海3県域についての監視も可能でございますが、他の事業所における運搬についても、今どこをトラックが走っているかというのが確認できるような状況にシステムの変更を行っておるといった状況でございます。

それから、（３）その他の安全対策ということでございます。

他事業所へ持ち込む、あるいは他の事業所エリアから豊田へ持ち込むという場合でも、まず安全に運搬をするということが第一でございます。国が定めた高濃度PCB収集運搬のガイドライン、それから豊田事業所に他のエリアから運び込む場合、収集運搬事業者につきましては豊田市との協定の締結、これも必須となっております。並びに各事業所に受入基準というのがございます。その基準に適合しているかどうか、この適合している収集運搬事業者のみ搬入を許可するというような形をとっております。主な審査項目は、そこに記載されております4つの項目、これ以外にもございませぬけれども、安全に運搬できるかどうか確認をして運搬をしていただいております。

それから、イでございます。保管事業者、それから保管事業者から委託を受けた収集運搬事業者がPCB廃棄物を運搬する場合に、どのような日程、あるいは行程で収集運搬をするか、この計画を立案していただいて、その計画をJESCO並びに豊田市のほうにも提出をするということで、事前の確認をしっかりと行うということを取り組んでおります。

それから、ウでございます。万が一何かトラブルが起きた場合の緊急通報訓練ということも、定期的実施をしておるということに記載させていただいております。

それから、続きまして 11 ページに入らせていただきます。超大型コンデンサ解体設備の概要ということでございます。

これは、既に2年ほど前になりますけれども、この監視委員会のほうでこういった改造工事を行いますという御報告をさせていただいております。平成26年の3月14日、概略でございまして、報告をさせていただいております。先ほど実績のところでも申し上げました特殊形状コンデンサ、これが豊田事業所の中では処理ができないということから、まずその特殊コンデンサを手解体で処理するラインをつくりましますということで、小型トランスエリアを改造いたしまして、そこの中段より上に書いてあります表、特殊形状コンデンサの解体設備での取扱い可能範囲、これに該当するコンデンサについては処理ができるように改造工事を行っております。

ただ、実際にはこの寸法を超える大型のコンデンサ、あるいは大型の保管容器というのが存在します。この小型トランスエリアの改造工事だけでは処理ができないということで、今回、この超大型コンデンサの解体設備ということで改造工事を実施しまして、現在、操業運転のほうに入っているという状況でございます。

この超大型コンデンサ解体設備につきましては、対象物が大きいということから、グローブボックス等を使って処理するのはなかなか難しいということがございまして、作業者が防護服を着用してフード内で作業するという改造工事を行っております。

一番注意した点というのが、1枚おめくりいただきまして 12 ページに概略紹介させていただいておりますが、作業者が大型特殊コンデンサを手解体で処理する場合に、PCBに暴露されないようにすることが一番重要であるということから、絵に記載させていただいております給排気設備というのを配置しております。左側のプッシュフードからフレッシュなエアを出しまして、プルフードという右側のプルのところから空気を引くという形の給排気設備を設置しております。作業者につきましては、揮発した PCB が作業者にかからないように、必ず風上に立って作業する。風下には絶対立たない。なおかつ、もし風下側に入って作業しなければいけない状況があった場合は、この対象物をクレーンで吊って位置を変えて必ず風上側から処理をすると、こういったことで処理ができるように、なおかつ作業者が PCB に暴露されないようにという形での改造工事を実施しております。

この改造工事が昨年の7月に完了いたしまして、8月に試運転、9月以降に作業者の教育も含めましてそれ以降実際の運転に入っておるという状況でございます。

それから、13ページに入ります。処理期限の延長に対応するための中・長期保全計画ということでございます。

これにつきましては、前回の監視委員会にも同様の資料を御提示して御説明をさせていただいております。かつ、その後開催されました監視委員会の作業部会の中でも御報告をさせていただいております。簡単に概略だけ申し上げますけれども、13ページの真ん中下に表がございます。この豊田施設は、平成17年に操業が開始をされております。現在、平成27年度ということで、10年が経過しております。なおかつ、変更されましたPCB廃棄物処理基本計画においては、終了準備期間の処理の終了期限、これが平成37年度末ということになります。ちょうど折り返し地点ということで、この折り返し地点で経年劣化対応工事というのを実施することによって、処理が終わるまで設備が順調に稼働するための設備の保全計画をしっかり立てましょうということでこれをつくったという次第でございます。

この保全計画につきましては、8月24日に開催されました作業部会で御報告をさせていただきまして、例えば通常の点検で実施する項目と、経年劣化により今回の中・長期保全計画に基づく上乘せの点検項目がわかるように整理した方がいいだろう。あるいは電装品の点検の抜けがないように実施することが必要である。あるいは日常の操業において腐食、あるいは振動のデータの傾向管理、こういったことも実施した方がいい。あるいは定期点検だけではなく、日常点検、月例点検についても区分して実施すること。というような委員からのアドバイスをいただいております。これらを踏まえて、今後、しっかりこの設備が順調に稼働するようにこの保全計画に従って進めていきたいというふうに考えております。

また、定期点検のたびごとに新たな情報というのも確認できるという場合がございます。そのような場合にも、その都度、この計画を見直しをして、保全計画を実施していきたいというふうに考えておるところでございます。

今のものは再度の資料ということで、概略のみ御説明をさせていただきました。

それから10番目、A4の細かい表が3枚ほど付いておるかと思っております。漏洩防止対策内容及び実施者確認一覧表ということでございます。これは、過去にこの豊田事業所で発生しました漏洩事故、これらを再発させないためにどのようなことを我々と

して取り組んでいくかという項目を、全てこの一覧表にまとめさせていただいておるものでございます。これにつきまして、確実に毎月我々としてはその実施に関して落ちがないかどうか確認をさせていただいておる一覧表でございまして、これにつきましても、前回の監視委員会並びに 8 月 24 日の作業部会においても御報告をさせていただいておるところでございます。

これにつきましても、委員の方から、他の仕組みに落として管理している項目、あるいは既に恒久対策が完了している項目については、この一覧表から外して、どこに落とし込んだかわかるような管理をしっかりとさせていただきたいという御意見をいただいております。この一覧表のブルーで塗ってある部分に関しましては、この豊田事業所で実施しております環境マネジメントシステムでしっかり確認をしている項目になります。それから、1枚おめくりいただいて、恒久対策を既に実施している項目、これにつきましてはオレンジ色で塗ってある部分で、これについては既に終わっているところということでございます。今後は、こういった委員からの御指導も受けて、しっかり管理をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

それからあと、8月の作業部会におきましては、本日、資料は用意しておりませんが、一昨年 10 月に発生いたしました作動油の漏洩事故、それから昨年 2 月に発生した分析室での小火、これにつきましては作業部会に発生原因並びに対策等をお諮りをさせていただいて、さらなるアドバイスをいただいたという状況でございます。今後、これらのことについても同様の事故が発生しないよう、しっかり事業所としては取り組んでいきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

**【委員長】** どうもありがとうございました。

ただいま JESCO の石垣所長から処理施設の状況報告をいただきましたが、皆様のほうから何か御質問、あるいはコメント等ございますでしょうか。

皮切りに私のほうから、一つ教えていただきたいのですが、資料 1 の 3 ページにございます登録実績と処理進捗率のところの PCB 油についてですが、豊田市の PCB 油はほとんど処理が終わって、その他の地域のところは全般的に処理割合が非常に低いように思います。これは何か理由がございませうか。

**【JESCO (石垣所長)】** PCB 油につきましては、100%PCB ということでピュアな状態で保管されていれば、我々の処理としては全く問題ないのですが、実は、過去に

保管事業者のほうで油を事前に抜かれたりとか、あるいは洗浄する際に使われた溶剤、例えばアセトンが入っているとか、あるいはスラッジが入っているような状況、こういった油に関しましては、その性状がわからないとなかなかこの事業所では処理がしにくいと。場合によっては設備の閉塞に至る可能性があるということから、どんなものが入っているかという性状がわからないものに関しましては、現在、本社も含めましてどのように処理していくかというのをこれからしっかり検討していくという段階でございます。そういう意味で、問題ないと思うものを優先的に搬入しておるということで、都道府県ごとにばらつきが出ているというのが実情でございます。

【委員長】 わかりました。トランス等ですとほぼピュアなものですが、ドラム缶に入っているものはコンタミネーション等があつて、それが難処理性を高くしているということですね。

【JESCO（石垣所長）】 そういうことでございます。

【委員長】 わかりました。

これに対する対応については、現在、検討していただいているというところですね。

【JESCO（石垣所長）】 はい、そういうことになりますが、ただ、何が入っているかというのがわからないと、どのように処理していくかというのがはっきりしませんし、保管されているものによってそれぞれ性状が全く異なるということもございまして、このところは早急に対応しなければならないというふうに我々としても考えておるところでございます。大変難しい話ですが。

【委員長】 そうですね、よろしく願いいたします。

いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

【A 委員】 1点伺わせていただきたいと思います。

3ページの東海4県廃棄物の処理状況の中で、一番今、問題となっているのは、使用しているトランス、あるいはコンデンサですが、これらはどこら辺まで把握されていますか。

【JESCO（石垣所長）】 これは、JESCOの登録実績の中に、使用されているものというのは現在、入っておりません。使用されているものというのは、まだ廃棄物になっておりませんので、法的にも登録の義務がないという状況でございます。今後、環境省、国も含めて、どのようにしていくかというのはしっかり対応していかなければ

ならない大きな課題と考えております。

【A 委員】 まだ課題のままで、どういうふうにするかというのは環境省のほうとしても…。

【環境省産業廃棄物課（中野課長補佐）】 この後の資料で御説明させていただこうと思いますが、まさに以前からも問題になっております使用中の機器については、今、JESCO から御説明がございましたが、法律上、捕捉できているものとできていないものがございます。今回、私どもは、有識者の皆様の御助言をいただきながら、それについては制度の面も含めて改正をして、その使用中の機器の把握と、それからそれを期限内に廃棄物にさせていく、つまり使用を廃止していただいてそれを期限内に処理するということについて、何らかの重たい義務をもう少しかけるような制度改正も必要ではないかというようなところを現在、検討させていただいております。その検討を踏まえまして、対応する制度については速やかに対応していくかなりの対応を今後、これからになります。少なくとも問題認識と、それに対応する課題の解決策については、おおむね出揃ってきているところがございます。それを実行に移す段階にこの後、入っていくということになろうと考えております。

【A 委員】 その制度の改正というのは、どのくらいの年度を予定していますか。

【環境省産業廃棄物課（中野課長補佐）】 今、まさにそれでいいのかというところの議論を、今月、あるいは来月までかけて行っているところです。

【A 委員】 では、もう近々その制度改正の案が出されるということですね。

【環境省産業廃棄物課（中野課長補佐）】 はい、そうです。

【委員長】 そのほかいかがでしょうか。

はい、お願いします。

【B 委員】 今の質問に関連して1点。新任だということで御容赦いただきたいと思っております。15 ページに現状の保管登録数により設定された処理終了時期の年度がございましたが、現在使用中のトランス・コンデンサによっては、変わる可能性もあるというふうに理解したほうがよろしいでしょうか。

【委員長】 JESCO には、もう少し丁寧に御説明いただけますか。

【JESCO（石垣所長）】 前日も御報告したということで、ちょっと割愛させていただきました。この長期保全計画を立てる上で、各設備を何年まで稼働させる必要があるか、その条件設定をしたのがこの 15 ページの表でございます。したがって、

現在、まだ調査中のもの、あるいは現在、使用中で今後廃棄物として出てくるものが何台あるかということによっては、ここの稼働年限を見直していかなければならないだろうというふうに考えておるところでございます。あくまで現在の我々がつかんでおる登録実数、これを現在の我々の処理能力で単純に割っていくと、各設備がどれぐらいまでで終われるのかというのを、あくまでこれは参考値ということで記載をさせていただいている表でございますので、今後そのあたり、はっきりした段階で、またこの監視委員会でも御報告をさせていただきたいと思っております。

【委員長】 よろしいですか。

そのほかいかがですか。

では、私からもう一つお願いいたします。4ページのところのベンゼンの大気中の周辺環境の濃度の推移のところですが、何か周期的に、特に10月前後に高い値が出ていますが、JESCO 施設の影響か、それとも周辺のどこか別の発生源の影響を受けているのかについては、いかがでしょうか。

【JESCO（石垣所長）】 我々の排出源の濃度も測っておりまして、例えば今回の7月、10月であれば、ベンゼンに関しましては0.5未満ということで、多分、出てないだろうというふうに思っております。周辺環境ということで、このデータが、例えばベンゼンに関してどこからの由来でこういった値が出ているかということ、ちょっとなかなか難しくてですね。

【委員長】 わかりました。必ずしもJESCOが原因とは言い切れないわけですね。

【A委員】 ガソリンの中にベンゼンが入っていますから、車両にも関係しています。そういう点でいくと、一概にこの施設からの発生源というのは、ちょっと考えるのは難しいと思います。

【委員長】 そのほかよろしいですか。

また後ほど戻っていただくことも結構です。もしお気づきの点がありましたら後ほどお願いしたいと思います。

それでは、続きまして議題の2ですが、「豊田 PCB 処理事業における豊田市の対応について」、事務局からお願いいたします。

【豊田市環境部（近藤環境保全課長）】 事務局の環境保全課の近藤でございます。座ってお話をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

資料2、「豊田 PCB 処理事業における豊田市の対応について」を御覧ください。

1、「豊田 PCB 廃棄物処理施設への立入検査の実施状況について」でございます。

7月7日の前回開催された安全監視委員会以降の立入結果について、2ページにまたがりますけれども、表にまとめさせていただきました。また、立入り時の写真につきましては、5ページ、6ページのほうに掲載しておりますので、御確認をいただければと思います。

立入りは12回、それぞれ概要欄のところの括弧内にある内容を目的に立入りを実施させていただいております。数点説明をさせていただきます。

10月27日でございます。これは、高濃度運転廃棄物搬出の確認につきまして、これらを北九州のPCB事業所へ搬出を行っております。この搬出の作業の確認を豊田市のほうでさせてもらっております。また、この搬出につきましては、北九州のほうへ届いた搬入時については、北九州市のほうで搬入の確認をするということで、北九州市と連携をして立入りの実施をさせていただきました。

2ページ目になります。11月16日、排気施設の確認。実はこれは、北九州市のPCB処理事業所において、ベンゼンの漏洩トラブルがございました。これを受けまして、豊田のPCB処理施設についてのモニタリングの結果や、排気設備の管理状況、それから本社からの情報に対する対応状況、これらについて確認をとったものです。豊田のほうでは適切に運転管理がされているということを確認させていただきました。

その他の立入りにつきましては、表の中に記載をさせていただいておりますので、後で御確認をいただければと思います。

続きまして、安全監視委員会の作業部会の開催でございます。この作業部会につきましては、先ほど資料1でJESCOのほうからある程度詳しく説明をさせていただきましたけれども、重複しますが、こちらのほうでも説明をさせていただきます。

この作業部会につきましては、トラブルに対するJESCOの対応について、作業部会の委員の意見をいただきまして、より安全・安心な施設稼働とするために行っている作業部会でございます。

第1回の委員会後、8月に安全監視委員会作業部会を開催させていただいております。案件は、大きく2点でございます。1つは、中・長期の保全計画につきまして意見をいただいたもの。それから2つ目は、昨年度2つトラブルがございました。そのトラブルの状況について聞いたものでございます。JESCOから報告を受けて、委員の方々からは意見、助言等をいただきました。

いただいた意見につきましては、先ほど中・長期保全計画につきましては、こちらのほうに載っているものも含め、JESCO から数点御紹介をいただきましたので、割愛をさせていただきます。

また、素子裁断装置の作動油のトラブルの対応につきましても、今後も継手の箇所からにじみ等があれば、原形復旧だけではなくて原因究明などを行うこと、それから素材で表面の密着度や磨耗が異なるということで、素材の検討もしてほしいというような意見もいただいております。

続きまして、3 ページになります。分析室のドラフトチャンバーのぼやにつきましては、リスクアセスメントについては、機械メーカーだけではなくて化学メーカーにも検証の依頼をいただきたいと、そういったものを行ったほうが良いという意見。それから、注意喚起の表示、これはほかの工程でも有機溶剤を使用しますので、水平展開をしてほしいというような意見をいただいたところでございます。JESCO では、いただいた意見を参考に対応をしております。

同じページになりますけれども、四角で囲ったところに、今回、新しい委員もおみえになりますので、こういった状況でのトラブルですよということで、少し概要を記載させていただきましたので、あわせて御確認をいただきたいと思っております。

いずれの事故も、オンラインモニタリングの数値に異常はなく、外部への一切影響はなかったということは確認をしております。

委員会や作業部会でいただいた意見につきましては、先ほどもありましたが、JESCO の漏洩の防止対策の一覧に加えて、管理できるものは管理してまいります。

今後は、今までの対策も含め、作業部会で実施の状況を確認してまいりたいというふうに考えております。

また、中期保全計画につきましては、今後、JESCO のほうから、いただいた意見を踏まえながら提出をされてくるということでございますので、市のほうでしっかりと確認をしていきたいと考えております。

続きまして、3 番の「北九州市 PCB 処理監視会議との意見交換について」でございます。

27 年 11 月 12 日に、北九州市 PCB 処理監視会議の委員の方が JESCO 豊田処理事業所の視察をし、その後、市役所の会議室で PCB 処理事業に係る意見交換を行いました。

意見交換を行った内容につきましては、4点ほど記載をさせていただきました。トラブルがあった際の JESCO からの報告、それから公表基準について。それから委員の任期や構成について。未処理事業者への対応について。安全監視委員会の作業部会について。これらについて質問され、JESCO に対しての市の対応についてこちらのほうから御回答をさせていただいたところでございます。

直接は関係ございませんが、これらについて御報告をさせていただきます。

続きまして、4の「東海旅客鉄道株式会社浜松工場への視察について」ということで、11月13日に、第2回豊田市 PCB 安全監視委員会として、北九州市 PCB 処理監視会議と合同で JR の浜松工場の視察を行いました。

視察では、実際にエリア間移動がされる車載トランスの保管状況や搬出の状況、これらを現地で確認をし、広域処理されるものの実態を確認させていただいたところでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。5の「高濃度 PCB 含有機器未処理事業者への対応について」でございます。

まず、①の通常立入でございます。前回、報告した平成 27 年7月時点では、未処理または処理が完了していない、いわゆる未処理の事業者は 26 事業者ございましたけれども、図のように、1月現在においては 15 事業者ということで、処理が進んでいるという形になります。

そのうち5事業者については、継続的に処理を実施している事業者でございます。また3事業者については、JESCO と調整が終わり、処理が進むという見込みとなっている事業者でございます。

現在のところ、7事業者が処理の意思が確認できていないということになっております。これらの事業者に対して、JESCO と合同で立入りを実施し、その保管状況を確認するとともに、早期処理の啓発を行っております。

今後も、処理が進まない事業者に対しては、何度も立入りを実施し、一日も早い処理を促していきたいというふうに考えております。

②の掘り起こし調査でございます。前回の委員会後、掘り起こし調査で4事業者が高濃度の PCB 含有機器を保有しているということが判明しております。これらについて立入調査を実施しております。

その結果、2事業者については、JESCO と契約をし、今年度中に処理が進むとい

う見込みとなっております。

しかしながら残りの2事業者は、すぐに処理費用の捻出ができないということでございました。この2事業者に対しては、①の通常の立入りと同様、また何度も立入りを実施し、一日も早い処理を促していきたいと考えております。

今後も、掘り起こし調査によって PCB が使用された電気機器を使用または保管している疑いがある事業者を認知した場合には、立入調査を行い実地に確認し、早期処理の啓発をしてみたいと考えております。

続きまして、6の「危機管理マニュアルの策定について」です。

市は、JESCO 豊田 PCB 処理事業所で大規模な事故が起きた際の周辺の住民の避難、それから誘導方法など関係者の役割、それから連絡体制について定めた「豊田市 PCB による環境汚染事故等に係る危機管理マニュアル」を今後策定していきたいというふうに考えております。

お手元の参考資料1、「豊田市 PCB における環境汚染事故等に係る危機管理マニュアル」、以降、危機管理マニュアルと呼ばさせていただきますけれども、この概要を御覧ください。

これまでは、JESCO の事故や内部漏洩を含むトラブルについて、いかにトラブルを起こさないようにするか、また同種同様のトラブルが二度と起きないようにということを主眼に置いて、安全監視委員会の協力を得ながら対処してまいったところがございます。

しかしながら、国内外に目を向けると、大地震やテロが発生しており、想定外の事態というものにも今後対応していかなきゃいけないというふうに必要性を感じておるところです。

昨年度6月に国の PCB 処理基本計画が変更されて、PCB の処理事業が10年延長されたということで、JESCO の中・長期保全計画を策定し、施設の更新・維持管理を行ってまいります。期間延長で以前よりリスクは高まることとなっております。

市民からは、このパブリックコメントの中で、万が一の際に市民の避難が遅れないように、市民への事故情報の伝達と避難についての事項を定めてほしいというような要望も出されているところがございます。

前回の委員会で意見をいただきながら、パブリックコメントを踏まえて、PCB 廃棄物処理計画を平成27年10月に改定を行ったところございまして、これにつきまし

ては公表させていただきます。

この計画の中で、現在、整理されていない、JESCOにおけるPCB外部漏洩等の重大事故が発生した際における関係者の役割や連絡体制について定めた危機管理マニュアルを策定していきたいと考えております。

危機管理マニュアルの概要については、2番でございます。

(1) 想定の実態は2点を想定しております。1点目が、PCBが敷地外へ漏洩して住民が避難する必要があるとき。2点目が、火災・爆発等で周辺住民が避難をする必要があるとき。こういったときを想定しております。

これらの事態については、突発的な災害等として位置付けられることもありまして、豊田市の災害対策本部を設置し、対応していくというようなことになるかと思っております。

続きまして(2)市の役割については、5点を挙げさせていただきます。JESCOからの情報収集。それから市対策本部の設置・運営。消防・警察との連携、周辺住民の避難。それから関係自治体への連絡、周辺の環境モニタリング。JESCOが実施する原因究明・再発防止対策の指導。これにつきましては、施設の停止だとか安全監視委員会による監視も含めて指導していくということになります。

それらを発災直後から収束期、こういった段階に分けて、この5つの項目をやっていく必要があると考えております。

(3)には、災害対策本部との連絡体制のイメージ図を整理させていただきました。

環境部といたしましては、JESCOのほうから情報を収集し、災害対策本部設置の要請をしたり、情報の共有をしていくということ。また、消防や関係自治体との情報共有や連絡を行うといったところが、環境部の役割になってくるのかなと思っております。また、全体として避難が必要という場合には、避難指示を市として行っていく。こういった連絡体制等を記載し、マニュアル化をしていきたいということでございます。

3番、「危機管理マニュアル策定のスケジュール」でございます。

今後、危機管理マニュアルの案を作成し、庁内、JESCOと調整を行って、2月末をめどに策定をして公表していきたいというふうに考えております。

また、来年度はJESCO、それから市対策本部、これらと合同の防災訓練を実施したいという考えを持っております。

以上でございます。

それでは、資料をまた戻りますが、資料1の5ページのほうへ戻らせていただきます

す。

7、「事故・トラブル発生時の公表基準の変更について」です。

現在、事故やトラブルが発生した場合は、JESCOの「豊田PCB廃棄物処理施設における事故・トラブル発生時の報告・公表基準」に基づき、JESCOは市のほうへ報告等を行っているところです。JESCOの公表基準については、参考資料2を御覧いただければと思います。また、報告を受けた後の市の対応については、参考資料3にございますので、説明資料が多いですけれども、それぞれ参考にしながら話を聞いていただければと思います。

今回、変更を予定しているものは、参考資料2、JESCOのほうの区分Ⅱに当たる外部に影響のない建屋内でのPCBの漏洩に該当する事故でございます。このようなトラブルが起きたときには、JESCOは市に報告後、速やかに地元7自治区長への報告を行って、直近の安全監視委員会で皆様に報告するというような形になっております。また、報告を受けた市は、直ちに現場を確認した後、参考資料3の区分Ⅱにあるように、市議会、それから地元7自治区のほうに情報提供をする。それから必要に応じて安全監視委員会作業部会を開催し、JESCOに、行う原因究明や再発防止対策について確認をしていくということになっております。

しかし、昨年度の、先ほどお話をさせていただいた素子裁断装置の作動油の漏洩トラブル、それからドラフトチャンバーでの小火、これらについて、実は周辺住民の皆様にお知らせをする前に新聞報道がなされるなど、かえって住民の皆様の不安や混乱を起こさせるものとなっているというふうと考えております。

今後は、外部に影響のないトラブルの情報については、地元7自治区、それから市議会への情報提供の前に、安全監視委員会、作業部会などを活用して原因の究明や再発防止対策について十分検討した上で、その結果を安全監視委員会で報告させていただき、また住民への情報提供については、毎月のJESCOの事業だよりのほうで分かりやすく情報提供していきたいというふうに変更を予定しております。

JESCOの報告基準、市の対応基準につきましては、委員の皆様の見解を踏まえて最終的には見直しをしていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

【委員長】 どうもありがとうございました。

ただいま豊田市のほうから御説明がありましたが、最後の7番の項目について提案

がありました件は、市として必要以上に住民の方々の不安をあおることのないように、基準を変更したいということかと思えます。この件につきましては、特に地元の皆様の御意見が重要だと思えます。副委員長がいらっしゃいますので、副委員長のほうから何か御意見ございますでしょうか。

【副委員長】 私は、かねてから事務局に対して、こういうトラブルはどこでも起こる。トラブルは再発防止が重要であり、何でもかんでも情報を出せばよいというものではないということを常々申し上げてきました。そういう意味で、今回の基準の変更はとてもよいことだと私は思います。

【委員長】 地元の御意見としても、ただいまの豊田市の御提案の方向で良いとの御意見ですが、いかがでしょうか。私たち安全監視委員会としては、何かトラブルが起こった場合には、JESCO が行う原因究明、あるいは再発防止対策をしっかりと確認して議論して、よりよいものにしていくということで、委員会だよりなどを介して地域の住民の皆様きちっと報告していくということでよろしいかと思えます。特に今の7番の項目に関しては、見直しをしていただくということでよろしいでしょうか。何か御意見、コメントがありましたらおっしゃっていただければと思えますが。

もしよろしければ、ただいまの事務局の御提案に従って、整理していただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

【豊田市環境部（近藤環境保全課長）】 ありがとうございます。

【委員長】 それでは、次は議題の3「PCB廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策について」ということで、環境省の中野補佐から御説明をお願いいたします。

【環境省産業廃棄物課（中野課長補佐）】 先ほどの御議論の中にも若干お話がありましたが、私のほうから資料3について御説明をいたします。

資料3につきましては、冒頭の御挨拶でも申し上げましたが、現在、私どもでは、期限内の処理を早期に達成するために、さらに追加で必要なことについて議論を重ねているところでございまして、昨年7月31日から議論を重ね、そこである程度の対策の方向性について議論の中でまとまりつつあるところでして、その中身を現在、12月21日から1月19日のおおむね1か月間、国民の皆様の御意見を頂戴するパブリックコメントを実施しているところでございます。資料3については、まずその御案内について2枚ほどの紙で御説明をさせていただいた上で、もう一つホッチキス止

めになっております「PCB 廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策について」という紙を御覧いただければと思います。

こちらの資料は少し分厚いのですが、まずは 41 ページを御覧ください。

私ども環境省におきましては、PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会という有識者の皆様に御参画いただいた助言をしていただく検討会を開催させていただいているところでございまして、委員の皆様の名簿がこの 41 ページにございます。この委員の皆様と、昨年 7 月 31 日に PCB 基本計画の取組の進捗状況についてフォローアップを行いつつ、さらにその期限内処理を確実にするために追加的な方策が必要かどうかといったところについて御議論いただいたところでございます。

その結果、幾つかの課題、先ほど使用中の機器についてのお話でしたが、それを含めた期限内処理達成に向けた課題というものが浮かび上がってまいりまして、それをさらに追加的方策を含めて詳細に議論するために、次の 42 ページでございませけれども、この検討会の下に PCB 廃棄物早期処理推進ワーキンググループというワーキンググループを設置いたしまして、そちらでさらなる議論を行わせていただきました。そのメンバーが 42 ページに一覧が書いてございますが、その中には、下から 3 行目にございますが、松田委員長にも委員として御参画いただいております。また、豊田市の近藤環境保全課長にも委員として御参画をいただいて、地元関係の皆様方の御意見も頂戴しながら、43 ページでございまして、昨年 7 月 31 日から 9 月、10 月、12 月には 2 回という形でこの追加的方策に関する御審議をいただいたところでございます。

その結果、この追加的方策として新たに必要なものの方向性についてまとめた資料が、この冊子となっておりますが、お時間の関係もございまして、特にポイントだけ御説明をさせていただきます。

まずは 2 ページを御覧いただきたいのですが、「1. はじめに」とございまして、こちらにありますとおり、何度も重ねて申し上げましたが、この PCB 廃棄物の処理に関しては、そもそもその期限内の処理というものが保管事業者に義務付けられているところでございます。それは第 1 段落に書いておりますが、一つは、国際条約、ストックホルム条約という条約に基づいて国際的に約束された年限というものを勘案して期限を定めており、その中でも、第 2 段落で書いております、JESCO で処理する高濃度の PCB 廃棄物につきましては、PCB 廃棄物処理基本計画で定められた全国 5 か

所の PCB 処理事業所におきまして、各地元の皆様の御理解と御協力のもと、処理が進められているところをごさいます、この基本計画の中で、5地域それぞれに処理期限というものが定められているところをごさいます。これはその地元の皆様とのお約束を踏まえて設定されたものでございまして、必ず達成すべき期間であるということ、改めて位置付けしておきまして、これを達成するために必要な取組というものについてさらなる検討を行ったものが、この報告書という形で、その位置付けを書いてございまして。

それから3ページは、その5地域ごとの処理期限と、それから JESCO の処理対象ではございせんが、低濃度の PCB 廃棄物といったものもございまして、その処理期限を参考までに書いておきます。

それから4ページ、5ページにつきましては、後ほど御覧いただきたいのですが、我が国の PCB 廃棄物問題を、その発端から今日までどういった経緯があったのかということ、大きく6項目に分けて記載をしているところをごさいます。

それから、6ページを御覧ください。6ページからが3番でございまして、こちらで JESCO で処理をしている高濃度 PCB 使用製品とそれから廃棄物に関する基本的な考え方と追加的な方策といったところを書いてあるところをごさいます。

(1) として大きく4点箇条書きを書いてございまして、ここに書いておきますのは、高濃度 PCB 廃棄物については、期限内処理をきちんと達成するためには、これは相当アクセルを踏んで処理期限内にさまざまな主体の方が危機意識を持って取組を行わないと、期限内に全ての PCB 廃棄物の処理を終えることはできないのではないかと。

さらには、先ほど御指摘のありました使用中の機器については、本来であれば昭和47年で新たな高濃度 PCB の使用ができなくなっていて、その当時使われているものが今も継続して使われているというところをごさいます。年限を考えると、40年も機械として使うというのはかなり丈夫な部類になると思いますが、いまだにまだ使われている機器があって、この設備の経年劣化というのはかなり懸念されていて、実際、特に PCB の中でも蛍光灯の安定器と呼ばれるものについては、現在も使用されているものから、PCB が漏洩するとか、機器が破裂するといった事故も起きているというのが現実にあるところをごさいます、こうしたところを踏まえると、この使用中の段階のものも必要な措置を講ずるべきというようなことを基本的な考え方として整理

をして、この後の対策を書いているところでございます。

この6ページの真ん中から下にアからエの4段階のフローチャートを描いております。こちらは、実際に高濃度 PCB が処理期限内に処理を終えるというのはどういうことかということ、もう少し分析しております、端的に申しますと、このアからエの4段階それぞれをきちんと経て、要は全ての PCB の使用製品及び廃棄物がこの段階を経ることで PCB の処理が終わるという分析をしております、このアからエの4段階をそれぞれ段階ごとに7ページ以降、課題がどういったものがあるのか、それに対する対応策はどういったものをすべきなのかといったことをまとめているところでございます。

7ページは、まずアの段階といたしまして、先ほど豊田市さんの御説明でもございましたが、掘り起こし調査、つまり現在把握されていない PCB 機器について、それを見つけ出す調査をしなければならないという段階でございます。

7ページの一番上に、主なポイントとして四角囲みで書いております。これは全てにおいて同じ書き方をしておりますが、この段階における課題を簡単にまとめたものがございます、この掘り起こし調査につきましては、前回の委員会でも、継続の委員の方には御承知おきいただいているところがございますが、自治体の皆様におかれては、この平成27年度から本格的に調査が始まりつつあるところがございます、既に終わっているところでも、5年程度調査にかかっているところもあり、期限内に処理を終えるために、この複数年かかる調査を早期に確実に終わるための何らかの方策が必要ではないかということが課題でございます。

これに対する対応策は、この後資料としては、まず①として、基本計画の中にこの点についてどういった取組を行うことが位置付けられているかということを書いております。

それから②これまでの進捗状況というところからは、現状でどういった取組が行われているかといったファクトデータをまとめているところがございます。

それから9ページにまいりまして、ここから③今後の検討課題と追加的方策ということで、解消すべき現在の課題と、それに対応する新たな追加的方策の提案というのがここから先に整理されております、この掘り起こし調査に関しては、項目の見出しを9ページ、10ページ、11ページと3つ書いております。

ポイントで申しますと、まず1つ目の項目、「国と都道府縣市との連携による効率的

かつ実効性のある掘り起こし調査の実施」ということをございます。この項目ごとに、9 ページの真ん中辺に大きく改行がありますが、この大きな改行をはさんで、上側は、こういった課題があるかを具体的に書いておりまして、この課題に対する解決策、対応策というものがこの大きな改行の下の部分の文章で書いている内容となります。

課題のところは3段落で構成されておりますが、簡単に申し上げますと、今、見つかっていない PCB 機器を見つける掘り起こし調査というのは、基本的に、現在 PCB 特措法に基づく届出や JESCO への登録がされていない機械を見つけるための調査になりますから、こういった機器を持っている可能性のある方全てに声をかけないと、隠れているものが見つからないというのがこの調査の構造となっております。

それは一体誰なのかというところが第1段落に書いてありますが、実際は、PCB 機器というのは事業者が使用するものとして作られておりますので、本来であれば全ての事業者が対象になり得るのですが、自治体管内にいる全ての事業者を調査するというのは、かなり膨大な量でして、もちろん機械を持っていない方もたくさんおられますから、その中でも PCB 使用機器を持っている可能性がある方を絞り込んで調査をするような標準的な手法になってはいますが、それは具体的には、自家用電気工作物設置者と書いておりますが、簡単に言いますと、PCB 使用機器の中でもトランスとコンデンサ、こちらを PCB の有無にかかわらず持っている人たちというものが、PCB 使用機器を持っている可能性が高い事業者該当すると考えられております。

ただ、ここまで絞り込んでも、全国で約 86 万事業者いるというのが第1段落に書いておりまして、この 86 万事業者全てに調査をかけるというのが、現在、都道府県市と我々、それから経済産業省にも一部協力をいただきながら調査をするようになっておりますが、経済産業省の協力の一つとして、この 86 万事業者の情報を持っているのは実は経済産業省になります。これは自家用電気工作物という機械が、経済産業省が担当しております電気事業法という法律に基づく規制を受けている機械でございますので、その規制に基づいた情報を経済産業省が持っていて、これを地方自治体の皆様に提供いただいて、そちらに対するアンケート調査を悉皆的に行うというのが、この掘り起こし調査のやり方なのですが、この 86 万事業者のデータが、全て今日の最新の情報で取りまとまっているかということ、残念ながらそうならないのが課題でございます。このために、この情報を元にアンケート調査を都道府県市から送っても、既に宛てどころに人がいないとか、あるいは、もともと機械が設置されているけ

れどオフィスがないところでも、機械の設置場所としての住所の情報となっているので、そうしたオフィス機能がないところに郵送されてしまって、未達ということで戻ってきてしまうようなことが、一定数以上あることが問題となっているということが、課題として書いているところでございます。

これに対して、9ページの真ん中から下に対策が幾つか書いておりますが、こうした情報の更新というものを、国でできる限りのことを行っていくべきではないか。これは経済産業省のみならず、環境省とか JESCO が持っている情報を全て合わせて、国のほうでこの情報をもっと最新化させた上で、都道府県に提供するような取組をしていく必要があるというのが、1つ目の段落に書いております。

それから2つ目の段落で、経済産業省、環境省、都道府県市、それからこの調査を行う上では、電気工作物については、電気事業法上、毎月1回点検を行うということが義務付けられておまして、この点検の担い手となる方が通常、電気保安関係者、具体的には電気保安協会ですとか電気管理技術者協会といった協会に入っている事業者が点検をするような機会を持っている方になりますので、そうした方にも協力をいただいで、この掘り起こし調査の声かけをする、あるいは回答を作っていただくというのが、調査として非常に効率がいいだろうということで、そうした連携体制を強化するための PCB 廃棄物早期処理関係者連絡会というのを、昨年度から設置をさせていただいたところでございまして、こちらをもっと頻度を上げて開催することですとか、あるいは、PCBが入っているか入っていないのかを一番知っているのは誰かというところ、その機械を造ったメーカーになりますので、そうしたメーカーにもこの会議に新たに参画していただいでいくべきではないかですとか、そのメーカーがもっとこれまでよりも積極的にユーザーの皆さんに、PCB 機器に関する情報を周知していくべきではないかといったところです。あるいは、自治体の皆様にとってその掘り起こし調査は、今、申しあげましたとおり、かなり業務量として多い調査となりますので、この調査を終わらせることについては、特に自治体の皆様個々におかれては、この調査はいつまでに行うのかというところをきちんと目的意識を持って行っていくべきであり、それに対して国もこれを後押しするような支援を行うべきではないかといったことを、9ページには書かせていただいでいるところでございます。

10ページでございます。「アンケート調査の回収率向上のための方策」というところでございますが、このアンケート調査の回収率ですが、これまで行った自治体の成

果を見ますと、半数しか回答が来ないところが多いです。任意のアンケート調査という形でやりますと、50%は回答が来ないところになりまして、この回答が来ないところが本当に機器を持っていないのかは、追跡をしっかりとわからないということがございます。

ですので、任意のアンケート調査だけで実態把握というのは、これは難しいということで、都道府県市の皆さんがこの機械を把握できるように、制度上、事業者が必ず答えなければならない報告徴収ですとか、自治体が現場に立ち入ることを拒めないような立入検査ができるような仕組みを導入すべきではないかということを書いております。

それから3点目ですが、特に今もなお使っている、いわゆる使用中の PCB 使用製品の掘り起こし調査ということになりますと、PCB 特措法が廃棄物に関する法制度ですので、先ほども使用中の機器については一部規制がないと申し上げましたが、まだ廃棄物になっておりませんから、廃棄物に関する都道府県の権限は、今のところほぼない状況でございますので、これで調査をするというのはかなり難しいというのが現実でございますことから、こちらについては、10 ページの下のほうに書いており、大きく2つに分かれますが、まず電気事業法という先ほど申し上げました経済産業省が担当しております法律に位置付けられる規制対象の電気工作物、具体的にはトランスとコンデンサが対象になるんですが、これで使用中のものについては今後、経済産業大臣が法律に基づいて、こちらで PCB が入っているものをしっかり調査をするような制度にすべきではないかというのが、このように最初に書いてあることでございます。

一方で、電気事業法の電気工作物に該当しない機器、具体的には蛍光灯の安定器がその代表例になりますが、こちらについては、これまでは PCB 特措法では廃棄物の世界でしか調査等ができなかったのですが、これを制度を変えて、使用中の機器についても都道府県の皆さんが報告徴収ですとか立入検査を行えるようにすべきだといったことを書いているところでございます。

さらには、PCB 特措法となりますと、都道府県市、それから環境省が担当する法律になりますが、安定器については、広い事業者で、特に電気工作物を持っている、トランス、コンデンサを持っている方がかなり多く持っているというのが、これまでの状況からわかっておりますので、そうするとそちら側、つまり経済産業省側も、この

安定器のほうの調査には協力するような体制を築くべきだということを記載しているところがございます。

つまり、制度上は経済産業省はトランス、コンデンサ、安定器については環境省、都道府県市ということで対応していくことに制度を改正すべきであるが、実態としては、それぞれが縦割りになることなく、協力してこの調査等を行っていくべきだということを提言いただいているところがございます。

それから 12 ページからは、さらにこの使用中の PCB 使用製品を廃棄物の世界に持ってくる。つまりは使用をやめていただくということについての問題を書いてございます。

12 ページの四角囲みで主なポイントとして書いておりますのは、今のままですと、先ほど申しましたとおり、廃棄物の世界でしか処理期限がございませんので、使用中の機器はいつまでも使用できるというのが今の仕組みになっております。ですから、廃棄物の処理期限、つまり JESCO の処理期限を過ぎても使用中の機器が存在することになってしまうおそれがありますので、これを期限内に使用停止を求めるような方策が要るのではないかというのが、この四角囲みの課題でございます。

こちらについては、14 ページからその対策を③という形で書いているところがございます。

1 点目の項目は、「掘り起こし調査の迅速かつ確実な実施」ということで、こちらは先ほども申し上げたとおりでございます。

それから「PCB 特措法と電気事業法の届出制度のさらなる活用」ということで、電気工作物とそれからそれ以外の安定器について、これを相互で補完し合うような届出制度をつくって、この届出義務できちんと漏れなく把握できるようにすべきではないかというのが、2 つ目の項目です。

それから、3 つ目の項目は最も重要なのですが、「使用中の PCB 使用製品の廃止に向けた取組」ということで、15 ページを御覧ください。

15 ページの上段では、PCB 使用製品がいつ廃止になるかは、持ち主が決めることしか今はできないという状況があるということを書いております。

その上で、真ん中辺に移りまして、高濃度の PCB が入った使用中の製品については、これはもう廃棄物の処理期限に間に合うように一定の期限を設けて、その期限までに使用廃止をもう義務付けましょうということを提言した上で、この処理期限内に

確実に廃棄物として処理が行われるような制度的な措置を検討すべきということを提言いただいているところでございます。

このうち電気事業法の自家用電気工作物、つまりはトランス、コンデンサですが、こちらで使用中的のものについては、これは電気事業法の枠組みの中でしっかり今後は処理期限内に使用を廃止させる。つまり、これも経済産業省の所管である電気事業法、それから環境省、都道府県が担当している PCB 特措法、両方を使って、使用中の機器に対する一定の使用期間までの使用廃止を義務付けるような制度的な措置が要ということ提言いただいているところでございます。

それから、若干飛ばしまして、次が 17 ページになります。17 ページについては、ウの段階といたしまして、PCB 特措法では、届出制度という形で、先ほど JESCO の登録の話はされておりましたが、登録の前の段階で、法律に基づいて PCB 機器を持っている方、PCB 廃棄物を持っている方は届出をしていただくという仕組みとなっております。主なポイントが四角に 3 点書いてございますが、法律上の義務付けがされた届出がなされていて、26 年 3 月現在、ちょっと古いデータになってしまっていますが、この時点でまだ残っている PCB の機器、これは使用中も含めて、この制度の届出でわかっている量というのは、全国でトランスが 6,000 台、コンデンサが 12 万台、それから安定器が 470 万個ほどあるというようところが、届出のデータからわかっておりますが、先ほどの掘り起こし調査の進捗を踏まえると、まだこの先この数が増える可能性があるというところでございます。

具体的に、これまでの地方自治体で掘り起こし調査を実際に全般的に行えたところの結果を踏まえますと、これが例えば倍とか 3 倍になるぐらいのものが出てくるかという、そうではなくて、この届出制度でわかっている量から、おおむね多くてもこの 1 割ぐらいが、地域ごとによって増えているぐらいの量になっております。豊田市は、先ほど数台が見つかったというところでございますが、多くてもそれぞれの 1 割増ぐらいのところぐらいが、新たに掘り起こし調査を悉皆的にやった結果、見つかった量となっておりますので、要は規模的に言いますと、これまでの届出制度でおおむね 9 割近くはきちんと把握されていて、残り見つかってないものが推計であると 1 割強程度あるのではないかという規模感で、これであれば、トータル的には今の JESCO の処理施設で処理ができないことはないぐらいのオーダーだと考えております。

いずれにせよ、これをきちんと見つけるためには、先ほど測って見ないとまだわからない高濃度、低濃度のものがあるというような話がありましたが、この JESCO の処理対象なのか、あるいはそうでない低濃度の PCB 廃棄物なのかというものをしっかり把握できるような届出制度というものも必要ではないかということが書かれているところがございます。

こちらの対策は、ポイントだけ申し上げますと、19 ページの一番下に「届出データと処理実績データの共通化・一体化」とありますが、今後は、この使用中の PCB 使用製品があと何個あって、さらには廃棄物として保管されている PCB 廃棄物があと何個あって、さらには JESCO でどれだけを受け入れられて処理されたのかというのが、ちゃんと横串を通して紐付けされた形で数がわかって、それを皆様方にも公表できるような仕組みにしなければならないのではないかと提言いただいているところがございます。

最後、20 ページで、エの段階でございます。こちらは、こうして見つかった全ての JESCO の処理対象の PCB 廃棄物について、JESCO に処分委託がちゃんとされて、それが JESCO へ搬入、処理されるという段階でございます。

主なポイントの四角に2つ課題を書いております。1つは、PCB 廃棄物については、先ほど法律に基づいた届出の数を申し上げましたが、JESCO における登録については、届出はしたけどまだ登録していないという機器は、実際、残念ながらございます。これは、場合によっては JESCO の処分委託を、先ほど豊田市の報告では、費用面からすぐに委託処理ができないというようなお話がありましたが、そういった理由も含めて、処分委託がこの後まだスムーズに行われないような機器もあるのではないかと。こうしたものをスムーズに確実に処理委託がされるような方策が要るのではないかと。というのが、1点目の課題でございます。

それからもう1点の課題が、JESCO の機械のほうでございますが、こちらについては、先ほど御報告がございましたとおり、おおむね順調に施設は動いているところでございますが、これまでの皆様方からの御意見のとおり、設備の経年劣化に伴うトラブルの増加のおそれというものやはりあると思っておりますので、そうしたことを踏まえた施設の健全性を継続的に確保する取組が必要ではないかといったことが課題となっているところがございます。

これに対する対策は、26 ページを御覧ください。26 ページに「今後の検討課題と

追加的方策」ということで3つほど項目を書いています。

1点目が、「JESCOへの処分委託を促進するための方策」ということでございます。ここでの課題は、この第2段落にありますとおり、現在、費用面から申しますと、中小企業者などの方、あるいは個人の方に対しては、都道府県の皆さんと環境省のほうで基金のお金を出していて、そこから補助をしている仕組みですとか、JESCOによる割引、あるいは分割払いという制度がありますが、それでもなお費用を捻出できなくて処理が進んでいないという事業者が実際にいるということと、こうした事業者で処理が遅れているのを、一番上の段落でございますが、この人たちに対して最終的に命令をかけるという権限が法律にはあるのですが、この法律が、残念ながら今のJESCOの処理期限を目途に命令をかけられる仕組みになっていないという状況になっているというのが、詳しい課題でございます。

これに対する対応策が、改行を一つはさんだところから書いておりますが、第1段落にありますのは、制度としてJESCOの処理期限を確保するために、これを守れない方に対する都道府県市の改善命令というものがかけられるようにPCB特措法を見直すべきではないか。一方で、まじめに計画的な処理をしようとしている事業者がいる場合について、そこに一律に改善命令をかけることがないようにするような配慮も併せて必要ではないかというのが、1段落目に書いております。

それから第2段落でございますが、中小企業者等に対する支援方策は、まず今やっている補助策というのは引き続き継続していく必要があるのですが、それでもなお自己負担額を払えないという事業者が現実にはいらっしゃるというのが、これまでわかってきているところでございます。ただ、この人たちに対して、じゃあ支援を拡充していくべきかということについては、1つの問題は、これまでの支援方策で支援を受けて早期に処理をしていただいた方との公平性の観点というものがあ一方で、実際に期限を超えても、ない袖は振れなくて残った機器をどうするのか、残ったことに対するダメージが非常に大きいのではないかとという観点、この2つの観点から、もう少し慎重に支援の必要性を検討すべきではないかとということに記載しているところでございます。

それから次の段落で、「また、計画的処理完了期限内の処理委託は円滑かつ迅速に行われるよう」とありますが、JESCOにおける処理の受け入れについて、今後は、これまでどちらかというとJESCOの長期的な処理がどうなっていくのかと、複数の年

度でどれぐらいの量を受け入れていくのかというところの見通しが、必ずしも明らかではないのではないかとといったところが、御指摘として頂戴いただいているところでございまして、こちらの見通しを JESCO としても明らかにし、事業者側にとっても、費用が高い処理でございますから、年度ごとに平準化して処理をしたいという方がいらっしゃるのが現実でございます、この年度ごとの長期的な見通しと、それを JESCO 側と排出事業者側で複数年度での調整をしていくべきではないか。さらには、先ほどの JESCO の説明でもありましたが、超大型の機器については、搬出も容易じゃないですし、入っている PCB 量も格段に多いので、これが残されることのないような留意をしっかりとっていくべきだということを書いております。

さらには、特にその長期の見通しということの観点でいきますと、これは特にこれまでの議論の中で松田委員長からも御指摘をいただいておりますが、この期限内の処理完了に向けた定量的なロードマップというものをきちんと明らかにして、それがその都度、処理の進捗によって残りの処理廃棄物の数も変わりますし、掘り起こし調査によっては処理の対象が増えたりもしていきますから、こうした数をしっかり毎年更新しながら、ロードマップについて不断の検証を行うということ。これを JESCO 任せにするのではなく、環境省としてもしっかりこれを後押しするような取組をしていくべきだといったところを御提言いただいているところでございます。

それから、26 ページの一番下でございますが、実際、40 年も保管を続けていく過程では、保管事業の方が既に破産してしまったとか、お亡くなりになってしまっていて、都道府県市の皆様が非常に苦慮しているような機器が実際にございます。こうしたことに対しましては、最終的には都道府県市の皆様が行政代執行するといった手法が 1 つ残っておりまして、これを円滑に行うような制度を導入する必要があるのではないかと。ただ、通常、強制代執行を都道府県市がする場合は、そこでかかった費用というものを原因者にその後永久に求償する、つまり求めていくということをやりますが、それでもなお、既にお亡くなりになった方などはお支払いができないことがあります。その場合に、その費用を全部都道府県市が負担するかというと、そこについては、そうじゃない支援のあり方も考えていくべきではないかとといったところを御提言いただいているところでございます。

それから最後、「処理施設の健全性を確保するための方策」については、1 つ目の議題、2 つ目の議題で JESCO、あるいは豊田市がおっしゃっていただきましたが、そ

うした取組をさらに今後も継続しつつ、一番下の文章に書いてありますとおり、この PCB 処理監視委員会等の監視・助言のもとでこの安全対策というものを徹底していくことが必要だという御提言いただいているところでございます。

それから、JESCO の処理対象ではないのですが、28 ページからは、低濃度 PCB の使用製品、含有製品、あるいは廃棄物についての検討も行われているところでございます。お時間の関係もありますので簡単に申し上げますと、こちらについては、まだまだその実態の把握について、低濃度 PCB の場合は、機械の測定をしてみないと PCB が入っているかどうかすらわからない機器というものが実際にはございますので、そうした実態の把握に努めていくことと、それと並行して処理の受け皿となります民間の処理業者、こちらは今、現在、国内では 26 業者環境大臣が認定した業者としているんですが、過去にこちらの監視委員会の委員の方から、特に東海地域がその処理体制が脆弱で、もっと体制整備を進めるべきという御意見も頂戴してございまして、この処理体制の充実というものは並行して作業として行っていくべきではないかといったところがかかれていたのが、ここから先になっています。

簡単な御説明になってしまいました。いずれにせよ、こうしたところは今、国民の皆様がこの内容についての御意見を広く頂戴するパブリックコメントを 1 月 19 日まで募集しているところでございます。そしてこの後でございますが、2 月 8 日に有識者検討会をもう一度開催させていただいて、このパブリックコメントで頂戴した御意見を踏まえて、この報告書の内容が是正をすべきかどうかというところを踏まえた御議論をいただくという予定となっているところでございます。

以上でございます。

【委員長】 どうもありがとうございました。

大変丁寧に御説明いただきまして、ただいま環境省が説明された内容は、処理期限を厳守するというところと密接に関連しています。先ほどは低濃度の PCB はまだまだ難しい問題があるというお話でしたが、豊田 PCB 処理事業では高濃度の PCB 処理に限定しております。

幾つかポイントをおっしゃったと思います。豊田市の方から説明がありましたように、いまだに掘り起こし調査ができていない、あるいはまだ処理を渋っている業者もみえると思います。その方たちをどのように指導していくのかということも、この安全監視委員会の中できっちりとフォローしていかないと、安全・安心な PCB 処理が

できないということになりかねません。このことについて、環境省の中野課長補佐が国の施策としてどのように考えておられるのかを説明いただいたと思います。使用機器をまだ持っていらっしゃる事業者がたくさんあって、それらは経産省の管轄でした。しかし、ここに至って環境省主導で経産省と一体化した施策を進めていくということと理解しています。この安全監視委員会でしっかりと皆さんで見守っていただきたいと思います。

豊田市のほうからただいまの環境省の御説明に対して何かございますか。

【豊田市環境部（近藤環境保全課長）】 私どももこの会議には参加をさせていただきました。早期処理については、今後も引き続き事業者を認知しながら、きちんと立入調査をして、一日でも早い排出を促していきたいというふうに考えております。

【委員長】 ありがとうございます。

ただいまの豊田市の発言及び先の説明に対して皆様のほうから何かご質問、あるいはコメントはございますでしょうか。

はい、お願いします。

【C委員】 後で振り返ったときにお願いをしようと思っていたんですけども、豊田市の危機管理マニュアルの中で、緊急事態が起きたときには、周辺自治区への御連絡という形が矢印で書いてあったかと思いますが、自治区ですと、一般住民の方への御連絡になるかと思います。実際、周辺企業のほうにもやはり御連絡いただけるとありがたいと。PCBが漏れた場合、屋外に出るなというような措置が必要になってくるかと思いますが、一番近い会社もございますし、地震等になってきますと、周辺企業としては屋外に避難をします。その際に、PCBの漏洩に関してあるなし含めて御連絡いただくと、非常にありがたいかなと思いますので、ぜひともその点につきまして今後、具体的な細かいマニュアル作成の折には御検討いただければよろしいかと思っておりますので、ぜひとも御配慮をお願いいたします。

【豊田市環境部（近藤環境保全課長）】 はい、ありがとうございます。

【委員長】 ありがとうございます。

D委員、これに関しては前回の委員会のときにD委員から発言していただいたと思いますが、いかがですか。

【D委員】 少し論点が外れるかもしれませんが、事故はあってはならないものですが、もし起こったらどうするかという観点から今回は情報の公開という対応を考えら

れています。万が一外に漏れたときの処理、その拡散を防ぐための処置を、例えば消防署とかで、次のステップとして考えておくといいと感じました。

**【委員長】** ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。初めて加わっていただいている委員の皆様には、なかなか御発言しにくいかもしれないですが、いかがでしょうか。

E 委員、何か御意見ありませんか。

**【E 委員】** では、今回、委員会に参加させていただいた感想という形で述べさせていただきますと思います。

今回、このような委員会に参加させていただいて、まだまだ課題はあるということですが、こちらの施設では、周辺地域の環境への配慮ですとか、周辺の住民の安全を第一に考えて、安全確実に PCB が処理されていることを知るいい機会となりましたということでお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

**【委員長】** ありがとうございました。

そのほかいかがでしょうか。何かございませんか。

それでは、A 委員。今回は幸いにも事故等の報告がありませんでしたが、何か最後にコメントをいただけないですか。

**【A 委員】** PCB 処理豊田事業所として非常にいろんなことを対応していただいて、当初よりも本当に数段よくなっているなという感じをしております。私は 2 期目からこの委員を務めさせていただいて、本当に大きな事故が発生したときには一番大変だったかなというふうに思います。この数年は、大分安定した形でやられていて、今後この安全・安心という形で、この言葉を念頭に置いてやっていっていただきたいというふうに思います。

それからもう 1 点は、先ほど環境省のほうから報告されました今後の計画です。使用中のもの、それからまだ登録されてないもの、まだまだある。9 割は把握がされているけれど、残り出てくるのは 1 割ぐらいだろうと思いますが、この 1 割が、台数でいけばどのくらいになるかわかりませんが、相当なものが出てくるのではないかなという感じがしておりますので、ぜひこの期限までに処理できる方法を、法律の上でも、全ての仕組みの中で考えていっていただきたいなという感じがしました。

以上です。

**【委員長】** どうもありがとうございました。

最後の御発言は非常に重いです。私も環境省の会議で申し上げたのは、精神論はよろしいが、実効性を伴う定量的な取組と、バックキャストिंगを行った上で、全体の処理速度を予測できるような議論をしていていただきたいと発言をさせていただきました。掘り起こしも始まったばかりでして、まだ法律が出来上がってないため、製品の廃棄物化という課題を抱え、まだまだ時間がかかりそうです。さりとてあと10年でございますので、処理促進に向けて環境省には頑張っていていただきたいと思います。中野補佐、ぜひよろしく願いいたします。

皆様から特に御質問、御意見等がございませんようでしたら、時間がまいっておりますので、これで全ての議題を終了させていただきたいと思います。

それでは、事務局に確認でございますが、本日の資料は全て公開ということによろしいですか。

【豊田市環境部（近藤環境保全課長）】 はい、結構です。

【委員長】 ありがとうございます。

本日の議事録ですが、できるだけ速やかに事務局のほうで議事録を作成いただきまして、皆様にお目を通していただいた後、最終的には事務局でホームページに公表させていただきたいと思います。皆さんそれでよろしいですか。

（「結構です」の声あり）

【委員長】 お願いいたします。

それでは、所定の時間を5分ほど超過いたしました。平成27年度第3回豊田市PCB処理安全監視委員会の議題を全て終了いたします。

委員の皆様には、議事の進行に対して大変御協力いただきましてありがとうございました。

事務局のほうに進行をお返しいたしますのでよろしくお願いいたします。

【事務局（青木担当長）】 長時間にわたりまして、松田委員長を始め委員の皆様、大変ありがとうございました。

最後になりますが、事務局から2点お願いがございます。

1点目は、個人番号報告書の提出についてでございます。委員の皆様の手元に茶封筒の中に「個人番号報告書の提出のお願い」という書類がございます。これは、皆様にお支払いする報償費の関係で、個人番号を教えていただかないといけないということでございますので、個人番号報告書の2枚目にあります報告書に、番号の確認でき

る書類、まだ通知カードしかないかなと思いますが、その写しと、それ以外の個人が確認できる運転免許証等の写しを付けていただいて、市役所のほうに御提出いただきたいと思います。

何か委員をされている関係で既に市役所に報告している場合は、右上の「既に報告済み」というところにチェックを入れていただきたいと思います。

これにつきましては、個人情報でございますので、御連絡いただければ取りに参りますので、お願いします。

次に2点目ですが、交通安全のお願いでございます。

豊田市では、「スロー スマート ストップ」という“3Sドライブ”を実施しております。皆様におかれましても、横断歩道で歩行者を見たら必ずとまるなどの交通安全に留意していただき、事故のないようにお帰りいただきたいと思います。

以上をもちまして、平成27年度第3回豊田市PCB処理安全監視委員会を閉会いたします。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてどうもありがとうございました。気をつけてお帰りください。

午後4時39分 閉会